

印刷会社の現状と コロナ禍の影響



高速度オフセット労働組合
執行委員長
松田 敏志さん

が、2019年には4兆8280億円まで減少しました。また、それに合わせて、従業員数と現金給与総額も30%以上減少しています。2020年度はコロナ禍による印刷需要の減少から、さらに出荷額は大きく減少すると考えられます。コロナ禍でチラシなどの一般印刷が減少し、新聞印刷も広告の減少から、頁数が減少しています。取り扱っている印刷媒体によっては、影響のない会社もありますが、多くの印刷会社では、厳しい状況が続いています。

最近の印刷業界で大きな出来事と言えば、2019年1月の用紙代一斉値上げが挙げられます。印刷原価に占める用紙価格の比率は大きく、値上げをすべて価格に転嫁することはできません。自社でコスト削減はおこなっていますが、全てを吸収するには至ってはいません。

2021年春夏闘では、コロナ禍の中、定期昇給と昨年実績並みの夏季一時金の回答がありました。今年の受給投票では、組合員もコロナ禍での会社の状況を理解しているのか、春闘の受給率としては、私の知る限りで一番高い数字となりました。

労働組合の活動も、移動と3密の制約があり、自粛が続いていて、思った通りの活動は出来ていません。

現状、ワクチン接種は十分に行き渡っておらず、不安な状況は続きますが、感染拡大を防ぎつつ、可能な範囲で活動をしていきたいと思っています。



大阪労連青年部長
河合 成葉さん

最低賃金生活体験・中間交流会 健康で文化的な最低限度の 生活が出来る最低賃金を

5月6日から1ヵ月間、青年を中心に40人を超える参加者で、最低賃金生活体験に取り組みました。

5月22日に開催した中間報告会では、管理栄養士の染原剛さんを講師にお招きして、オンラインによる学習会を開催しました。輸入食品や加工食品が身体に及ぼす影響や、健康を維持するための食生活の大切さ、そして「今、食べている食事が未来の自分を作るのです」という言葉がとても印象的でした。質疑で

は、今の食生活が与える子どもへの影響に関してや食品の栄養素に関する質問も出されました。

この最低賃金生活体験は昨年引き続き、今年も緊急事態宣言下での取り組みとなっています。昨年の結果を見ると、最賃で生活をする中で、多くの青年が、「食費」を削って生活する傾向が見られました。ですが、「食」は私たちが生きていく上で欠かせないものです。それを削らなければ生活できない今の最低賃金制度は、本当に健康で文化的な最低限度の生活を補償するものと言えるのか甚だ疑問です。

また緊急事態宣言下では、外出の自粛が要請され娯楽も乏しい生活の中で、毎日の「食」にお金をかけたり、楽しみを見出したりしている方も多いのではないのでしょうか。今の最賃では、そんな「食」に対するささやかな楽しみすら、感じることはできません。

今年の体験者には最低賃金の金額だけでなく、最低賃金でも栄養バランスがとれた健康維持が保たれる食生活ができるのかどうかについても、考えてもらえるものにしたと思います。

春の憲法 大学習会 アベ・スガ改憲を許さず 憲法が生きる社会の実現を！



大阪憲法会議・丹羽徹幹 幹事長

大阪憲法会議主催の「春の憲法大学習会」が、5月21日にYouTube配信で行われました。「菅政権の特質と野党共闘」というタイトルで、中野晃一さん(上智大学)が講演されました。

冒頭、大阪憲法会議・丹羽徹幹幹事長から「改憲の動きをいっそうの力をかけてもらおう」とよびかけられました。

講演で中野さんは、モリ・カケ・桜で明らかになった国家をあげての改憲・隠蔽、権力の私物化といったこれまでと質の違う自民党の劣化、そして菅首相自身は無能、つまり、「安倍なき安倍政権を維持する」ための内閣であるとの説明。そしてこれは単なる「改憲」ではなく、「新たな政治体制になってしまっている」と話されました。

しかし、今の選挙制度の下でこれを打破するためには、野党共闘が不可欠であるが、それができて「良い」政策、正しいことを言っているだけで勝てない。①未来を拓く新しいアイデンティティにかかわる政策②誰もが安心して生活するための政策、が必要である。そしてマスコミの誤った情報で希望をなくしている有権者に投票に

行ってもらう、一緒に希望をつくる、がんばっているマスコミを応援する。そうしたことを呼びかけられました。

大阪憲法会議の三宅事務局長からの行動提起では、引き続き「改憲発議に反対する全国緊急署名」に取り組みること、市民連合が作成したパンフレットの普及が呼びかけられました。

コロナ禍で、国民のいのち・くらしが脅かされているのは憲法が守られていないからです。10月までには総選挙があります。必ず投票に行ってください。憲法を変えるのではなく、憲法が守り、いかにされる政治に転換していきましょう！



必要生計費試算調査 期限を区切って、 みんなでもやる！

JMITU大阪地方本部 日立建機ティエラ支部

面もありましたが、調査前半の「生活実態調査」は、出席者6人全員記入することが出来ました。

後半の「持ち物財調査」は、自宅に帰らなければ分からないということ、各自持ち帰って戻っています。

「次の執行委員会までに」と期限を区切って集めることにしています。そして、目標達成に向け、執行委員を中心に職場で呼びかけていきます。

(書記長 前田久志)

国労大阪会館を
研修・学習会などにご利用ください
JR・天満駅 地下鉄・扇町駅 下車スグ
◆身障者用昇降機設置
お申し込みは ☎06(6354)0661
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2



「三四労の会」は5月8日、第18回学習交流会&総会を開催。大阪革新懇の大原事務局長を講師に「市民と野党の共闘で政権交代を」をテーマに学習し、総会では「組織を越えた交流を大切に、お互いの運動に活かしていこう」と確認しました。



大阪労連は5月14日、ディーセント・ワーク宣伝を実施。「誰もが安心して働き、くらしをよく、コロナ対策・医療や公衆衛生の充実・休業への十分な補償を求め、声を上げていこう」と訴えました。



5月15日、全労連近畿ブロックはオンラインで「パート・臨時・派遣労働者連絡会交流会」を開催し、35人が参加しました。毛利崇弁護士を講師に「働き方改革関連法の施行と非正規労働者の権利」を学習し、2021春闘でのたたかいや職場実態を交流しました。



5月17日、建設資材に含まれたアスベストを吸い込み、被害を受けたとして元建設作業員が国と建材メーカーを訴えた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決がありました。最高裁は「国と建設資材メーカー」の責任を認める勝利判決となりました。

三四労の会
学習交流会&総会

ディーセント・ワーク
宣伝「休業へは補償を」

全労連近畿ブロック
非正規交流会

建設アスベスト訴訟
「国とメーカー」責任認める
最高裁